

国自環第 194 号の 2
国自旅第 322 号の 2
国自貨第 179 号の 2
平成 30 年 3 月 30 日

公益社団法人 日本バス協会会長 殿

国土交通省
自動車局環境政策課長
自動車局旅客課長
自動車局貨物課長

平成 30 年度低公害車普及促進対策費補助金に係る交付申請の受付期間等について

平成 30 年度低公害車普及促進対策費補助金の執行については、「低公害車普及促進対策費補助金交付要綱」（平成 30 年 3 月 30 日付け国自環第 192 号、国自旅第 321 号、国自貨第 177 号。以下「交付要綱」という。）及び「低公害車普及促進対策費補助金に関する運用方針」（平成 30 年 3 月 30 日付け国自環第 193 号、国自旅第 320 号、国自貨第 178 号。）によるもののほか、交付要綱別表の大臣が定める期間等については、以下のとおり取り扱うものとする。

（1）交付予定枠の申し込み期間（交付要綱第 4 条、別表）

平成 30 年 9 月 3 日から平成 30 年 9 月 28 日まで

（2）通常申請（交付要綱第 5 条第 1 項）

①申請対象車両 平成 31 年 1 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に新車新規登録（使用過程車を電気自動車、CNG 自動車に改造する場合は車検証の交付。以下同じ。）されるもの（ただし、（1）の期間に地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）に対して交付予定枠の申し込みを行い、内定通知を受けたものに限る。）

②申請受付期間 平成 30 年 11 月 1 日から平成 30 年 11 月 30 日まで

（3）実績申請（交付要綱第 5 条第 3 項）

①申請対象車両 原則として、平成 30 年 4 月 1 日から平成 30 年 12 月 31 日までの間に新車新規登録されたもの（ただし、（1）の期間に地方運輸局長に対して交付予定枠の申し込みを行い、内定通知を受けたものに限る。）

②申請受付期間 登録された日から 30 日を経過した日まで。ただし、平成 30 年 10 月 31 日までに登録されたものにあつては、平成 30 年 11 月 30 日までに申請受付期間とする。